

## 1、瓦礫輸送費の問題(横田・宮城県議の報告)

<http://yushi-yokota.web3plus.net/modules/wordpress/index.php?p=523>

### ◆瓦礫輸送に1トン当たり17万5000円

### ◆輸送費だけで138億2500万円(北九州市約7万9千トンの場合)

今日の夕刻に、再度督促して出して貰った「試験焼却の為に北九州市に運んだ80トンの輸送費」は、概算で1400万円であったとの「震災廃棄物対策課」の回答でした。4トントラック28台で運び、途中で「トラブル」があったことなども勘案すれば、通常より高額になっているとは思いますが、**1トン当たり実に17万5000円**に相当します。

予定通り、年3万9,500トン、2年で7万9,000トンを運ぶとなると、**輸送費だけで138億2500万円**となり、宮城県名取市のがれき処理の西松との契約額162億円に近似する額になります。もちろん本番では、より安い「海上輸送」を考えているようですが、それにしてもこれほど膨大な輸送費を懸けて「ガレキの処理」を行うべき理由はどこにあるのでしょうか。

### ◆宮城県は広域処理以外の被災地支援を希望

被災地へ「何らかのお手伝い・支援をしたい」と言う、全国隅々の方々の中に漲っている“温かい思い”はもっと別な形でお願いしたい。**少なくとも宮城県について言えば、「環境庁の宣伝と思い」に応えること、イコール「被災者支援」ではありません。**

たとえば、「宮城の子どもの医療費無料制度は3歳児まで」と大阪に次いで全国最下位。『せめて被災者だけでも18歳まで拡大して欲しい』など、被災者救援と生活再建のために緊急に実施すべき施策が山積しています。放射能汚染が福島に次いで高いと言われている宮城なのに、『福島原発賠償中間指針の風評被害』に宮城県が入っていないと言うだけで、「観光」や「地産地消の直売所」「有機栽培米」等々が、完全に壊滅的な状況に直面しているにも関わらず、全く「風評被害の補償・賠償」が行われていません。関係業者は「死」を待つだけです。

### ◆メンツにこだわり「広域処理」に固執

環境省は、“メンツにこだわって”当初計画の**「広域処理」に固執し、更に「命の森の防潮堤」**などへの**ガレキの活用も渋っている**ようですが、全国民の被災地・被災者支援への熱い思いを、**「被災者が求め・願っている最も効果的な施策」に結実させるべき**ではありませんか。・・・宮城の県議団がしっかり議論し、三浦県議の本会議質疑と私の委員会質疑、そして遠藤県議の反対討論で行った主張の重要性を改めてかみしめています。

昨31日は、茂庭台マンションの被災状況の太白区区長らの視察・調査に立ち会い、今日は住民の通報で「向山一丁目の急傾斜地工事の斜面」へ。「県にお金が無いという理由で」竹などが伸び放題に放置されている現場を見てきました。

## 2、瓦礫総量見直しの問題(奈須・大田区議の報告)

<http://ameblo.jp/nasurie/entry-11267651758.html>

広域処理において必要なデータは、被災地が、その自治体内で処理することができず、県に委託した処理量です。宮城県では、受託した瓦礫を、再生利用、焼却処理、売却、最終処分下表の(資料1)のようにガレキ量を把握しています。私たちが広域処理において、まず、注目すべきは、焼却分です。現在、自治体の間で問題になっているのがれきのほとんどが、焼却処理されるものだからです。

### ◆7月に仮設焼却炉31基が完成し稼働開始

■宮城県の被災自治体が処理できない焼却量は203.4万t(仙台市分含む)

■下記の表(資料2)から、宮城県が受託した処理量のうち、焼却分は203.4万tであることがわかります。ここには、仙台市の10万tも含まれています。

仙台市は、地域内処理でき、しかも余力があるということですから、ここから10万tを除いた**193.4万t**が、**現在、震災によって突発的に発生し、宮城県で処理しなければならない量**になります。一方で、宮城県は、今回のガレキ処理に当たり、下記のように仮設焼却炉を建設してきました。**7月には31基が完成し、稼働を始めます**。すでに、稼働している仮設焼却炉もありますが、誤差の範囲として、2012年7月から、補助金の関係で2013年12月末までとされている稼働期間18カ月で処理量を計算してみましょう。

■現地仮設焼却炉の処理能力は、**300日稼働/365日で180万t**

■このうちの宮城県の仮設焼却炉の処理能力は合わせて4015トン/日になります。これを想定している年間稼働日数でかけると、宮城県で、建設した仮設焼却炉で処理できる年間処理量が、120万tになることがわかります。

\*2012年7月から、2013年の12月まで焼却すると、**現地の仮設焼却炉で180万t焼却できる**ことになります。

そこで、先ほどの現地焼却量ですが、193.4万tです。私は、この5月1日と2日に宮城県と岩手県、そして仙台市に視察に行き、現地で県や市の担当からお話をうかがっています。

### ◆稼働日数を300日⇒320日にすれば全て現地処理可能

■**現地で仮設焼却炉は連日稼働している実態から、300日⇒320日にすれば、現地で処理できる**計算

■現地職員から、仮設焼却炉の状況について宮城県と仙台市の担当者から、連日稼働をしていること。仮設焼却炉は補助金の関係でリースになっており、リース期限までもてばよいので通常行うメンテナンスのための休止などはしていないということを聞いています。例えば、**193.4万tを処理するためには、現在の300日稼働を320日にすればよい**ということ、現状からみれば、不可能な数字ではありません。しかも、ここには、現地の被災していない地域の焼却余力や、既に余力が出ていると公表されている**仙台市の余力は含まれて**

**いません**ので、わざわざ東京まで持ってこなくても、仙台市の仮設焼却炉で焼却していただくことも可能ではないでしょうか。

この、検証は、あくまで、宮城県の出したデータをもとにした机上の計算ですから、計算通りにいかないこともあるかもしれませんが、それでは、こうした状況が、今後、広域処理を行う理由になるのでしょうか。

#### ◆今すぐ広域を中止し現地処理にシフトを

#### ◆仮設焼却炉の有効活用に専念し輸送コストを節約すべき

■仮設焼却炉は建てて1年2か月で壊す計算！？

■しかも、もう一度、下記の表（資料1）の見直し前の県内処理計画量を見ていただきたいのですが、焼却処理は170.7万tです。県は、当然、ゼネコンからプロポーザルを受け、仮設焼却炉の建設計画について当初から把握していたわけですから、31基4015t/日、或いは仙台も含めた4895 t/日×300日＝147万t/年は見直し前であったとしても処理計画に含める必要があります。

阪神淡路の時には、被災後3か月から仮設焼却炉の建設が始まったという指摘がありましたが、この処理量は、仮設焼却炉の規模から逆算すれば、通常の清掃工場並みにメンテナンスをしながら、建てて1年2か月だけ使ったら除却するという数字です。

見直し後に175.5万tになっていますが、それも誤差の範囲。計算すると1年2カ月に変わりはありません。

直近のデータからは、**今すぐ、広域はやめて、現地処理にシフトし、莫大な建設費用をかけて建設してしまった仮設焼却炉の有効活用に専念し、せめて、輸送コストだけでも、節約すべき**ではないでしょうか。それとも、全国に建設してしまった清掃工場に余力があるから有効活用しなくてはいけないというのでしょうか。

### 3、がれき(不燃物)の広域処理が必要か検証する

下表(資料3)は、環境省がHPで公表している「一般廃棄物処理調査結果」の統計データと、がれき広域処理のデータを抜粋したもの。このうち最終処分場のデータと瓦礫総量データから、がれき(不燃物)の広域処理が本当に必要か検証した。

[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/h22/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h22/index.html)

<http://azarashi.exblog.jp/15408752/>

#### ◆宮城県の最終処分場の残余容量(県民一人あたり)は日本一

下表のデータによると、**宮城県の最終処分場残余容量(県民一人あたり)**は日本一で、岩手県と宮城県の両県を合わせた**最終処分場の残余容量は合計640万立法メートル(650万トン程度)**と想定される。これは総量見直し前の両県合わせた県内処理計画量(県内処理可能量)約625万トンとほぼ合致している。

#### ◆がれき(不燃物)は県内処理計画量(残余容量)の範囲内

一方、総量見直しにより両県を合わせたがれき(不燃物)の総量は、当初に想定していた**約771万トンを320万トン下回る約451万トン**にとどまり、見直し前の両県合わせた**県内処理計画量(≒残余容量)の範囲内**である。

#### ◆がれき(不燃物)についても広域処理の必要性が破綻

にもかかわらず、両県は県内処理計画量を見直し前より303万トンも減らして見直し後の広域処理希望量を約129万トンとしているが、県内処理計画量を減らした理由については合理的な説明がなく、**広域処理の必要性が破綻**している。

#### ◆「絆」という美名の元で行われる「火事場泥棒」

一方、愛知県の最終処分場は残余率が15%を切っており、新たな最終処分場を建設しなければがれき(不燃物)の受け入れは不可能と思われる。しかし、瓦礫の受け入れと合わせて最終処分場を整備することは**復興予算の本来の用途とは言えず、「絆」という美名の元で行われる「火事場泥棒」**的な行為との批判を免れない。

#### 4、東日本大震災被災地調査派遣チームの調査概要(報告書)

東三河広域協議会では、東三河8市町村としての今後の対応方針を検討するため、被災地の復興状況や災害廃棄物の処理状況、並びに被災自治体としての要望等について現地調査を行いました。

<http://www.east-mikawa.jp/hisaichi.pdf>

##### ◆発生地域での早期処理を促進・支援することが望ましい

震災廃棄物、いわゆるガレキは、可能なかぎり早期に撤去・処分されるべきものであり、復興資材への再利用、リサイクル技術の開発、処理プロセス全体で生まれる産業面・雇用面での効果なども広く指摘されている。したがって**原則として発生地域での早期処理を計画化し、それを促進・支援することが望ましい。**

ガレキの自区内処理が完結しうるかどうかは、ガレキの総量、内容物、集積場の確保、処理施設の能力、関係団体の権能、財政措置、周辺住民の理解協力などの要因によって大きく左右される。この点では、今回調査に入ったところでは、それぞれのおかれた状況によって異なった見通しとなっている。

##### ◆自区内処理を最優先、県内処理優先・リサイクル優先を2大原則

いずれの自治体においても、まず何よりも**自区内処理を最優先**に、自らの地域で解決できるものは自らで解決するとの強い決意と自負をもって取り組んでいる。また宮城県では、**県内処理優先・リサイクル優先を2大原則**として県内ブロック間の融通を再調整中であり、県外処理を求めなければならない見込量についても再計算されるとのことである。

ガレキ処理の財政的裏付けも焼却プラントの建設も、先を見通せない状態が長く続いたが、**復興財源の確保と処理システムの整備**によって局面は変わりつつある。「広域処理」のあり方については、こうした進捗を踏まえた検討が必要である。

##### ◆調査報告をふまえた東三河8市町村の取り組みの基本的な考え方(資料4)

<http://www.east-mikawa.jp/ukeire0513.pdf>

東三河8市町村による対応としては、既存の処理施設の余力も大きく見込めない現状や、被災地においてがれき処理見込量が再精査中であることなどから、現時点では、がれきの受け入れの可否を決定する段階になく、当面は、**被災市町村から要望の強い人的支援の継続・充実を図る**こととする。

今後、被災地におけるがれき処理の進捗状況や愛知県の取り組み等を踏まえ、**広域処理の妥当性が確認できた段階**で、改めて放射能に関する安全基準の検証を行い、管内施設の状況も踏まえた上で、がれきの受け入れの可否について検討する。

## ◆ 5/29宮城県震災廃棄物対策課ヒアリング後修正分

		瓦礫総量(万トン)			県内処理計画量(万トン)			広域処理希望量(万トン)		
		見直し前	見直し後	見直し量	見直し前	見直し後	見直し量	見直し前	見直し後	見直し量
宮城県	再生利用	592.8	385.6	207.2	490.2	331.5	158.7	102.6	54.1	48.5
	焼却処理	295.5	203.4	92.1	170.7	175.5	-4.8	124.8	27.9	96.9
	売却	68.7	46	22.7	68.7	46	22.7	0	0	0
	最終処分	132.1	77.9		56.1	38.7	17.4	76	39.2	36.8
	小計	1089.1	712.9	322	785.7	591.7	194	303.4	121.2	182.2

参考資料： 災害廃棄物処理対象量の見直しについて(県受託分) 3p (b)処理方法別比較 宮城県環境生活部震災廃棄物対策課 平成24年5月

グラフaの総量との差	32.7	42.7		-50.6	-5.8	
------------	------	------	--	-------	------	--

※ 女川町の東京拠出分は外部委託としているため、上記に入っていない。

※ 再生利用及び最終処分の項目には、焼却処理の結果出てくる灰が重複しているため、総量が下記とは異なる。

## 年間処理能力

		日量(t)	基数	日量計(t)
岩手県	宮古市	96	1	96
	釜石市	109	1	109
宮城県	東部	110	1	110
		210	1	210
	石巻	300	5	1500
	南三陸	95	3	285
	気仙沼	200	3	600
		100	1	100
	名取	95	2	190
	岩沼	95	1	95
		50	2	100
		亶理	105	5
	山元	200	1	200
		100	1	100
仙台	蒲生	90	1	90
	粗浜	300	1	300
	井土	90	1	90
			31	4700

4015

480

4495  $\times 300 = 135$ 万t (365日なら  
164万t)

$\times 300 = 141$ 万t (365日なら  
172万t)

\* 宮城県担当より5/28奈須りえが電話にてヒアリング

	各県の最終処分場データ					瓦礫処理データ			
	全体容積(m <sup>3</sup> )	埋立容量(覆土を含む)(m <sup>3</sup> /年度)	埋立量(覆土を含まない)(t/年度)	残余容量(m <sup>3</sup> )	残余率(%)	災害廃棄物発生量(不燃物)(t)	県内処理計画量(見直し前)(t)	県内処理計画量(見直し後)(t)	広域処理希望量(見直し後)(t)
岩手県	2,655,746	29,148	23,774	661,842	24.92%	1,140,000	440,000	240,000	900,000
宮城県	9,821,283	133,647	101,084	5,733,297	58.38%	3,370,000	5,810,000	2,980,000	390,000
岩手・宮城合計	12,477,029	162,795	124,858	6,395,139	51.26%	4,510,000	6,250,000	3,220,000	1,290,000
愛知県	18,762,472	136,407	158,248	2,652,464	14.14%				



## 東三河における災害廃棄物の受け入れについて

東三河広域協議会は、平成 24 年 4 月 23 日から 25 日まで、震災の復興状況や震災がれきの状況などを確認するため、被災地の調査を行い、その結果も踏まえて、本日、臨時役員会を開催し当面の基本的な考え方を協議した。

被災地の支援については、各被災自治体とも復興計画を策定し本格的な復興と生活再建を進めてきており、今後とも直接・間接的にかつ計画期間全般にわたって、物的・人的支援を続けていくことが何より肝要である。

災害廃棄物（以下「がれき」という。）は、復興事業全体にとって居住環境の改善と土地利用を妨げ、何より被災住民への心理的負担が大きく、可能な限り早期に撤去・処分されるべきものである。また一方では、復興資材への再利用、処理プロセス全体で生まれる産業・雇用面での効果なども見込まれており、原則として発生地域での早期処理を促進、支援することが望ましい。

しかし、その処理量が空前の規模となっているために、被災自治体単独での処理には限界があり、さまざまな連携手法が模索されてきたところであるが、政府は「広域処理」方針のもとに宮城、岩手両県のがれきのうち、約 2 割程度を全国自治体に受け入れるよう要請を行ってきた。また、今回調査の中でも、石巻地区では自区外での受け入れを望む旨の要請があった。

被災自治体の苦境を自らの問題と考える我々は、これまでも連携して長期かつ継続的に被災地の支援を行ってきており、今後においても、早期復興の助けになることであれば、いかなる協力も惜しまぬ覚悟がある。

一方、これまでにがれき処理が早期に進まなかったのは、量の膨大さによるものだけでなくことも明らかである。県と市町村との役割分担の協議・調整や国の財政支援の在り方が容易に定まらなかったこともその要因となっていた。現在、復興財源の確保と処理システムの整備が進み、また仮設焼却炉の建設、政府のがれき再利用による防災林整備の方針、或いは今後絶対的な不足が予測される復興諸資材へのリサイクル転用など被災地での新たな需要も見込まれており、状況の変化も見られる。

がれき処理においては、その総量や処理施設の能力、関係団体の権能など置かれた条件ごとに被災自治体の計画に差異はあるが、南三陸町を始め視察したいずれの自治体でも、まず何より「自区内処理」を最優先に自らの地域で解決できるものは自らで解決するとの強い決意と自負をもって取り組んでいる。

被災地での調査の中では、がれきの処理に関して、輸送コスト、リサイクル転用などを考慮すると、「自区内処理」「県内処理」「隣接県処理」「隣接広域処理」というように、その処理必要量や処理速度に応じて、順次・段階的に枠組みを設定した方が効率的・合理的ではないかとの声もしばしば聞かれた。

なお、がれきの処理見込量についても現状を踏まえて再精査中であり、広域処理を求める見込量も今後見直しが行われる可能性が高い。

以上のことから、東三河8市町村の取り組みの基本的な考え方を下記のとおり確認した。

#### 記

東三河8市町村による対応としては、既存の処理施設の余力も大きく見込めない現状や、被災地においてがれき処理見込量が再精査中であることなどから、現時点では、がれきの受け入れの可否を決定する段階になく、当面は、被災市町村から要望の強い人的支援の継続・充実に努めることとする。

今後、被災地におけるがれき処理の進捗状況や愛知県の取り組み等を踏まえ、広域処理の妥当性が確認できた段階で、改めて放射能に関する安全基準の検証を行い、管内施設の状況も踏まえた上で、がれきの受け入れの可否について検討する。

平成24年5月13日 東三河広域協議会